

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	乳幼児及びこども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、乳幼児及びこども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児及び子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	周南市乳幼児及び子ども医療費助成要綱に基づき、乳幼児及び子どもの医療費の一部を当該乳幼児及び子どもの保護者に対し助成することにより、乳幼児及び子どもの保健の向上に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者証の交付申請及び更新申請の受理、審査、応答 ②変更事項等の届出の受理、審査、応答
③システムの名称	乳幼児医療システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児及び子ども医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。「以下「番号法」という。)第9条第2項 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 子ども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 子ども未来部 子育て給付課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8460)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 子ども未来部 子育て給付課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8460)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	部署・請求先・連絡先	こども・福祉部 こども支援課	こども・福祉部 こども局次世代政策課	事後	
令和3年4月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。「以下「番号法」という。)第9条第2項 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。「以下「番号法」という。)第9条第2項 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び2項	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事前	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 【いつ時点の計数か】	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年4月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 【いつ時点の計数か】	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事前	
令和5年4月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 【いつ時点の計数か】	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.部署・7.請求先・8.連絡先□	こども・福祉部 こども局次世代政策課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 【いつ時点の計数か】	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事前	
令和6年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 【いつ時点の計数か】	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事前	

